

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）中一部改正

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

- 2 第五条第一項中「するよう努めるものと」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。
- 2 本会が倫理研修規程（会規第四十二号）第四条第一項の規定により弁護士会又は弁護士会連合会（以下この条において「弁護士会等」という。）に同規程第一条の弁護士の綱紀及び倫理に関する研修（次項において「本会の倫理研修」という。）の実施を委託したときは、弁護士会等は、差別的取扱い等の防止に関する内容を含む倫理研修を実施するものとする。
- 3 会長が、倫理研修規則（規則第五百十一号）第九条第二項の規定により、弁護士会等が実施する倫理研修（以下この項において「弁護士会等の倫理研修」という。）を、本会の倫理研修とみなすか否かの決定に当たっては、当該弁護士会等の倫理研修に差別的取扱い等の防止に関する内容が含まれている（当該弁護士会等の倫理研修の開催日時とは別の日時に差別的取扱い等の防止に関する研修を義務として実施する場合を含む。）か否か等を考慮するものとする。

附 則

- 1 第五条第一項、第三項及び第四項の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。ただし、改正後の第五条第三項の規定は、令和七年四月一日以降に実施する弁護士会等の倫理研修についての決定から適用する。
- 2 第五条第二項の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。ただし、改正後の規定により差別的取扱い等の防止に関する内容を含む倫理研修の実施に必要な行為は、同日前においても行うことができる。